

第73回 “社会を明るくする運動”
～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～
実施要綱

“社会を明るくする運動”愛媛県推進委員会

1 この運動の趣旨

すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築こうとするものです。

2 この運動が目指すこと

- (目標1) 犯罪や非行を防止し、安全で安心して暮らすことのできる明るい地域社会を築くこと
- (目標2) 犯罪や非行をした人が再び犯罪や非行をしないように、その立ち直りを支えること

3 この運動において力を入れて取り組むこと

犯罪や非行をした人を、再び地域社会に受け入れ、望まない孤独や社会的孤立などの生きづらさという課題に我が事として関わるコミュニティの実現に向け、次のことに力を入れて取り組む。

- (1) 犯罪や非行をした人の立ち直りを支え、再犯を防止することの大切さや、更生保護の活動について、デジタルツールも活用するなどして、広く周知し、理解を深めてもらうための取組
- (2) 犯罪や非行の防止や、犯罪や非行をした人の立ち直りには様々な協力の方法があることを示し、多くの人に協力者として気軽に参加してもらうための取組
- (3) 保護司、更生保護女性会会員、BBS会員、協力雇用主等の更生保護ボランティアの活動を支援し、なり手を増やすための取組
- (4) 民間協力者と地方公共団体と国との連携を強化しつつ、犯罪や非行をした人が、仕事、住居、教育、保健医療・福祉サービスなどに関し必要な支援を受けやすくするためのネットワークをつくる取組
- (5) 犯罪や非行が起こらないよう、若い人たちの健やかな成長を期する取組

4 この運動の組織

この運動は、中央推進委員会並びに都道府県推進委員会及び市区町村等を単位とする地区推進委員会により推進する。

(1) 愛媛県推進委員会

この運動の実施に当たるため、愛媛県において、中央推進委員会の組織に呼応して“社会を明るくする運動”愛媛県推進委員会を置く。

愛媛県推進委員会は、別添記載の機関・団体の代表で組織し、県内における運動の企画、実施、連絡等に当たる。同県推進委員会を構成する機関・団体は、それぞれの下部組織が、この運動に積極的に参加するよう配意する。

愛媛県推進委員会の事務局を、松山保護観察所処遇部門に配置する。

事務局：松山市一番町4丁目4-1 松山法務総合庁舎6階

TEL 089-941-9983・6158

FAX 089-946-2944

(2) 地区推進委員会

地区推進委員会は、各地域の実情に応じ、愛媛県推進委員会に準じて市町、保護区等を単位に組織し、その地域における運動の企画、実施等に当たる。

5 強調月間

7月を“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域の子カラ～強調月間とする。また、再犯の防止等の推進に関する法律において、同じく7月が「再犯防止啓発月間」とされている趣旨を踏まえて運動を推進することとする。

6 その他

- (1) 地区推進委員会は、地区内における運動の実施結果報告をとりまとめ、実施概要報告書によって、愛媛県推進委員会事務局に報告する。なお、実施概要報告書の様式については、同事務局から送付する。
- (2) 本運動を実施した民間の団体又は個人のうち、創意に富み、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会の実現に寄与する活動をしたものに対し、法務大臣感謝状又は松山保護観察所長感謝状の贈呈について検討する。
- (3) 本運動中央推進委員会の実施行事の一環として行われる「作文コンテスト」に地区推進委員会から推薦のあった作品に対し、愛媛県推進委員会として審査を行い、最優秀作品1編の応募者に対し、愛媛県推進委員会委員長による表彰を行うほか、優秀作品5編の応募者に対し、それぞれ愛媛県教育長、松山保護観察所長、愛媛県保護司会連合会会長、愛媛県更生保護女性連盟会長、愛媛県保護観察協会理事長による表彰を行う。

第73回“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域の子カラ～ 作文コンテストについて

- 1 応募資格 県内の小学生及び中学生
- 2 テーマ 日常の家庭生活、学校生活の中で体験したことを基に、犯罪や非行のない地域社会づくりや、犯罪や非行をした人の立ち直りについて考えたこと、感じたことなど。
- 3 原稿枚数 400字詰め原稿用紙3～5枚程度
- 4 応募先 “社会を明るくする運動”愛媛県推進委員会（松山保護観察所）

5 応募締切 令和5年9月12日(火)必着

6 表彰の種類

ア 最優秀賞	愛媛県推進委員会委員長表彰	1名
イ 優秀賞	愛媛県教育長表彰	1名
	松山保護観察所長表彰	1名
	愛媛県保護司会連合会会長表彰	1名
	愛媛県更生保護女性連盟会長表彰	1名
	愛媛県保護観察協会理事長表彰	1名

上記の他、中央推進委員会における法務大臣賞等に該当する場合があります。

7 その他 作文は、原則として手書きによる原本とする。学校名、学年、氏名(ふりがな)を記載すること。

別 添

愛媛県推進委員会を構成する機関・団体

[官公庁]

愛媛県 愛媛県警察本部 愛媛県教育委員会 松山地方裁判所 松山家庭裁判所
松山地方検察庁 松山刑務所 松山学園 松山少年鑑別所 松山保護観察所
松山地方法務局 高松入国管理局松山出張所 愛媛労働局 松山市

[司 法]

愛媛弁護士会 愛媛県司法書士会 日本司法支援センター愛媛地方事務所

[士業団体]

愛媛県行政書士会 愛媛県社会保険労務士会

[警 察]

公益社団法人愛媛県防犯協会連合会 愛媛県少年補導委員連絡協議会
一般社団法人愛媛県交通安全協会 公益財団法人愛媛県暴力追放推進センター
愛媛県少年警察ボランティア協会

[自 治]

愛媛県市長会 愛媛県町村会

[金融関係]

株式会社伊予銀行 株式会社愛媛銀行 愛媛信用金庫 愛媛県信用農業協同組合連合会

[経済・産業・交通]

愛媛県商工会議所連合会 愛媛県商工会連合会 愛媛県中小企業団体中央会
愛媛県商店街振興組合連合会 株式会社松山三越 株式会社伊予鉄高島屋
愛媛県石油商業組合 一般社団法人愛媛県LPガス協会
四国旅客鉄道株式会社愛媛企画部 株式会社伊予鉄グループ 宇和島自動車株式会社
一般社団法人愛媛県ハイヤー・タクシー協会
三浦工業株式会社 一般社団法人愛媛県建設業協会 愛媛県興行生活衛生同業組合
愛媛県旅館ホテル生活衛生同業組合

[農 業]

愛媛県農業協同組合中央会

[社会・厚生]

社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会 愛媛県民生児童委員協議会
愛媛県青少年育成協議会 愛媛少年友の会 一般社団法人愛媛県社会福祉士会
一般社団法人愛媛県精神保健福祉士会

[教育]

愛媛県高等学校長協会 愛媛県小中学校長会 愛媛県PTA連合会
愛媛県高等学校PTA連合会 愛媛県私立中学高等学校保護者会連合会
愛媛県公民館連合会 愛媛県市町教育委員会連合会

[報道関係]

毎日新聞社松山支局 読売新聞社松山支局 株式会社愛媛新聞社
日本放送協会(NHK)松山放送局 南海放送株式会社 株式会社愛媛朝日テレビ
株式会社あいテレビ 株式会社テレビ愛媛 株式会社エフエム愛媛 時事通信社松山支局
株式会社四国毎日広告社愛媛総支社 株式会社愛媛CATV

[スポーツ]

公益財団法人愛媛県スポーツ協会 一般社団法人愛媛県サッカー協会 株式会社愛媛FC
愛媛県剣道連盟

[青年運動・女性運動]

愛媛県連合婦人会

[その他]

日本赤十字社愛媛県支部 愛媛県遊技業協同組合

[法務省関係]

特定非営利活動法人愛媛県就労支援事業者機構 愛媛県教誨師会
愛媛県人権擁護委員連合会 更生保護法人愛媛県保護観察協会 愛媛県保護司会連合会
更生保護法人愛媛県更生保護会 愛媛県更生保護女性連盟 愛媛県BBS連盟